

親族同意書について

家庭裁判所は、申立ての内容や、誰が後見人（保佐人、補助人）として適任であるか等について、親族の皆さんの意見を参考にして手続を進めています。

意見を参考にする親族は、将来、本人の相続人となる立場の方で、具体的には、本人の配偶者や子どもです。配偶者や子どもがいない場合は、両親、きょうだい等です。

親族の皆さんに異論がない場合、申立時に皆さんの同意書を提出していただきますと、比較的速やかに手続が進みますので、この申立てに同意している方から同意書に署名及び押印をしてもらって提出してください。

これまでの経緯から同意を得るのが難しい等の事情がある方については、同意書を提出していただかなくてもかまいません。

なお、同意書を提出していただいた方についても、裁判所から意向を直接確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

親族同意書

金沢家庭裁判所 裁判官 殿

1 私は、本人 _____ の _____ です。
※本人との続柄を記入してください。
(妻, 長男, 養子など)

2 私は、次のことに同意します。

- (1) 本人について後見, 保佐又は補助を開始すること
- (2) 本人の後見人, 保佐人又は補助人に候補者である
_____ が就職すること

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____ - _____ - _____

ご親族の方へー成年後見制度についてー

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神的疾患などにより必ずしも判断能力が十分でない方（本人）の権利や財産を守り、本人を支援することを目的とする制度です。

後見人等が選任された後でも、後見人等が、あなたにご親族としての支援をお願いすることがあります。

成年後見制度のうちの法定後見には次の3つの類型があります。

- ① 『後見』… ご本人の判断能力がほとんどない場合
- ② 『保佐』… ご本人の判断能力が著しく不十分な場合
- ③ 『補助』… ご本人の判断能力が不十分な場合

※ ご本人が、どの類型に該当するかは、診断書や鑑定書などを基に裁判所が判断します。

【候補者について】

『候補者』というのは、ご本人の権利や財産を守り、支援する人（後見人、保佐人、補助人）の候補者ということです。実際にこの方を選任するかどうかは、これから裁判所が決めますので、あなたが候補者の方を適任と判断して、この同意書に署名されたとしても、**裁判所が別の方**（弁護士や司法書士等）を選任する場合があります。

選任された方には、ご本人の財産状態などを定期的に裁判所へ報告する義務があり、裁判所はその報告を確認して、ご本人の財産などが適正に管理されているか等を監督します。

親族同意書

金沢家庭裁判所 裁判官 殿

1 私は、本人 _____ の _____ です。
※本人との続柄を記入してください。
(妻, 長男, 養子など)

2 私は、次のことに同意します。

(1) 本人について後見, 保佐又は補助を開始すること

(2) 本人の後見人, 保佐人又は補助人に候補者である

_____ が就職すること

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____

ご親族の方へー成年後見制度についてー

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神的疾患などにより必ずしも判断能力が十分でない方（本人）の権利や財産を守り、本人を支援することを目的とする制度です。

後見人等が選任された後でも、後見人等が、あなたにご親族としての支援をお願いすることがあります。

成年後見制度のうちの法定後見には次の3つの類型があります。

- ① 『後見』… ご本人の判断能力がほとんどない場合
- ② 『保佐』… ご本人の判断能力が著しく不十分な場合
- ③ 『補助』… ご本人の判断能力が不十分な場合

※ ご本人が、どの類型に該当するかは、診断書や鑑定書などを基に裁判所が判断します。

【候補者について】

『候補者』というのは、ご本人の権利や財産を守り、支援する人（後見人、保佐人、補助人）の候補者ということです。実際にこの方を選任するかどうかは、これから裁判所が決めますので、あなたが候補者の方を適任と判断して、この同意書に署名されたとしても、**裁判所が別の方**（弁護士や司法書士等）を選任する場合があります。

選任された方には、ご本人の財産状態などを定期的に裁判所へ報告する義務があり、裁判所はその報告を確認して、ご本人の財産などが適正に管理されているか等を監督します。